

■ 令和2年職員の特別給に関する東京都人事委員会勧告について

10月30日付にて東京都人事委員会勧告が行われましたので、ご参考にお知らせいたします。

特別給（賞与）は10年ぶりの引下げ

年間支給月数を0.10月分（4.65月→4.55月）引下げ、期末手当で実施

※特別給以外の給与については、別途必要な報告・勧告を予定

【詳細】**(1) 改定の内容**

○改定の内容 ・民間の支給割合が職員の年間支給月数を下回るため、0.10月分引下げ
(再任用職員等は0.05月分)

○民間の支給状況等を踏まえ、引下げは期末手当で実施

(2) 実施時期 令和2年12月支給の期末手当から実施

なお、「東社協参考人事給与制度」については、今後、月例給に関する東京都人事委員会勧告が行われた後、経営相談室だより及び東社協ホームページにおいてお知らせいたします。

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp ※メールアドレスを変更しました (R2.10月～) !

専用 TEL: 03-3268-7170(10時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

